チ　一宮支店　愛知県一宮市栄三丁目八番十七号	
リ　岐阜支店　岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地	
ヌ　沼津支店　静岡県沼津市高島町十番地の十四	
ル　浜松支店　静岡県浜松市中区砂山町三百五十五番地の四	
（略）	

リ　一宮支店　愛知県一宮市栄三丁目八番十七号	
ヌ　岐阜支店　岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地	
ル　沼津支店　静岡県沼津市高島町十番地の十四	
ヲ　浜松支店　静岡県浜松市中区砂山町三百五十五番地の四	
（略）	

○国土交通省告示第六百六十六号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一～十四　（略） 十五　「脛骨荷重」とは、ダミーの左右それぞれの脛骨に相当する部分に加わる脛骨の軸方向の荷重をいう。 十六～二十一　（略） 二十二　「肩部荷重」とは、ダミーの肩部に加わる荷重をいう。 二十三・二十四　（略） （削る） 二十五～三十八　（略）	（用語の定義） **第二条**　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一～十四　（略） （新設） 十五～二十　（略） （新設） 二十一・二十二　（略） 二十三　「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿ってCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。 二十四～三十七　（略）